

刑事司法ソーシャルワーカーの支援と効果

発表者：忠澤智巳（東京社会福祉士会）

小林良子（東京社会福祉士会）

キーワード：更生支援計画書、判決後支援、当事者の思いと支援者の思い

1. 背景

東京社会福祉士会は福祉的支援が必要な被疑者・被告人の社会復帰支援を行う刑事司法ソーシャルワーカー（以下：KSSW）の活動を東京の三弁護士会と連携して2014年から取り組んでいる。開始当初よりの更生支援計画書は約450件となっている。2014年の活動開始から10年を経た現在、課題であった①更生支援計画書の取り扱い②報酬③組織名刺④面会時間等々は解決されてきているが、個人請負的な状況であることはかわらない。

2. 目的

これまでに確立してきたKSSWの支援現状を明確にし、活動による効果や求められる支援を検証した。

3. 方法

①過去約450件の更生支援計画書を分析した。②支援を受ける当事者とKSSWへのアンケートによって実践の質に迫った。当事者へは繋がっているKSSWを通じて依頼、アンケート用紙、依頼文、返信封筒と謝礼のクオカードを渡した。KSSWへはメールで行った。回収後、各々の集計を行い、研究協力員で集計を元に座談会を実施した。③支援の実際例をまとめ、さらにKSSWに依頼する弁護士会と法務省矯正局と保護局の実際の利用について状況報告をまとめた。④先駆的に判決後支援をおこなっているNPO法人抱樸の奥田理事長に実際の実践について報告いただいた。

4. 結果

更生支援計画書を分析することで、支援の必要な被疑者・被告人および事案を特性により分類でき、年々、権利擁護実践の取り組みが進化してきていることが読み取れた。さらに、多様な事案に対峙するKSSWが具体的な支援を展開する実態を浮き彫りにすることができた。支援を受ける当事者とKSSWへのアンケートによって実践の質に迫った。当事者に支援は前向きにとらえられているが、KSSWにとって、支援対象者が複合的な生活課題を抱えていることで、支援の困難さが確認された。

5. 考察

判決後支援も含め、KSSWの存在と支援は不可欠となってきたが、その支援は手探りである。より確実なアセスメントと更生支援計画書の作成、判決後の支援方法の構築等の、個々のKSSWのスキルアップとKSSW組織体制の構築が求められる。

6. 倫理的配慮

研究では東京社会福祉士会および日本司法福祉学会の倫理規定に従い、事例やKSSWの個人が特定されないように配慮しており、発表に当たっては事例対象者の同意を得ている。